

日本 EU 学会 国際交流委員会規程

第 1 条 構成

理事会の下に国際交流委員会を設置する。

国際交流委員会は、理事長が任命する国際交流委員長と 3 名の担当委員によって構成される。担当委員は、経済、法律、政治・社会文化の各分野の理事から各 1 名を起用するものとする。委員長および担当委員の任期は 2 年とするが、再任を妨げない。欠員が生じた場合、新たに任命された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第 2 条 目的と事業

日本 EU 学会規約第 2 章第 3 条および第 4 条第 3 項に基づき、本委員会は内外学会との連絡および協力を推進することを目的として、以下の事業を行う。

1. ECSA-WORLD、EUSA Asia-Pacific ならびに傘下にある各国 EU 学会との連絡にあたり、EU 関連情報を、日本 EU 学会広報委員会などを通じて、会員に提供する。
2. 日本 EU 学会理事長が、ECSA-World あるいは EUSA Asia-Pacific の会長会合に出席できない場合には、理事長の代理として、委員長もしくは担当委員が出席する。
3. 日本 EU 学会国際交流助成細則に基づき、若手研究者および大学院生を中心とした会員の EU 関連国際学会での報告を奨励し、支援するための助成を行う。

第 3 条 活動報告

本委員会の事業活動は、理事長、事務局長、会計担理事、広報委員会と連絡をとりながら遂行され、最終的には理事会に報告される。

第 4 条 連絡先

日本 EU 学会国際交流委員会：メールアドレス
住所は、委員長の所属する組織とする。

第 5 条 規程の改正

規程の変更は、理事会で行う。

附則

本規程は、2016 年 4 月 1 日より実施・適用される。

日本 EU 学会理事会

(2015 年 11 月 21 日決定)